

西知多医療厚生組合公告第9号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、健康増進施設整備・運営事業を特定事業として選定し、同法第11条第1項の規定に基づき、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和3年5月14日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

- 1 特定事業の選定 別添のとおり